

## 実務訓練派遣確認書

長岡技術科学大学長 殿

派遣先機関名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

実務訓練指導教員 \_\_\_\_\_  
系 \_\_\_\_\_

実務訓練の履修において、下記学生とその保証人は、次の事項を確認しました。

### 記

- 学生は、実務訓練指導教員から提示された「実務訓練実習計画書」を確認すること。
- 学生は、派遣先機関に提出する誓約書等に記載された事項を十分理解すること。
- 学生は、感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）の感染拡大防止に努め、大学及び実務訓練機関等の指示に従うこと。
- 実務訓練は、労働ではなく学則に定められた授業であることを認識し、誓約書を遵守するとともに、実務訓練を誠実に遂行し、派遣先機関には一切迷惑をかけないこと。
- 派遣先機関から支給される経費等をのぞき、交通費、食費、医療費及び通信費等の滞在中に必要な経費については、学生の負担となること。
- 学生は、大学が加入を推奨する団体総合生活補償保険、もしくはそれと同程度の補償内容の保険に加入すること。
- 緊急時はもとより通常時においても、本学及び派遣先機関の実務訓練責任者またはその他の関係職員の指示に従うこと。
- 事故につながりやすい障害あるいは慢性的疾患がある場合は申し出て、本学の指示に従うこと。場合によっては、教育的および合理的配慮の観点から、学生本人の同意を得た上で、実務訓練に替えて課題研究の履修になること。実務訓練から課題研究に変更となった場合も学生は卒業要件について不利益を被ることはない。
- 実務訓練中に、派遣先機関に提出した誓約書等に記載された事項に違反するなどして、実務訓練の継続が難しいと派遣先機関または本学が判断した場合には、直ちに実務訓練を中止すること。状況によっては、履修を無効とすることがある。留年に至る場合もあり得ることを理解する。
- 本学は、予測不可能な自然災害及び学生の故意または過失によって引き起こされた事故等について責任を負うものではないこと。

令和 年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_ 工学分野 4年

学生氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印